

電磁的方法による交付に係るQ & A（平成26年11月版）

平成26年11月21日

日本証券業協会

○ 法律・施行令関係

1 書面を電磁的に交付することについての顧客の承諾（目論見書にあっては、「同意」、以下「承諾等」という。）は、書面の交付毎ではなく、包括的に得ることも可能か。

（答） 包括的に承諾等を得ることも可能であるが、その際に、電磁的方法の種類及び内容を示す必要がある。また、承諾等の撤回についても、包括的に受け入れることが可能である。

（注）「承諾」とは、書面又は電磁的方法により顧客の意思表示を受けることを言い、「同意」（目論見書の電磁的交付の場合に限る）には、それらに加えて電話等により意思表示を受けることも含まれる。

2 包括的に承諾等を得ている場合において、金融商品取引業者等（金融商品取引業者及び登録金融機関をいう。以下同じ。）側の事由により顧客のパソコンに必要とされる OS や書面を閲覧するために必要なソフトウェアの種類及びバージョン等（以下、「OS 等」という。）の要件に変更が必要となった場合には、改めて承諾等を得る必要があるか。

（答） 現在では、複数のパソコンやタブレット端末を保有し、複数の OS (Windows、OS X、iOS、Android 等) を利用する顧客も多数存在し、また、インターネットを通じたファイルの授受についても、多くの OS 間に互換性がある状況であること、書面閲覧のために必要な一般的なソフトウェアは無償でのダウンロードが可能なこと等から、顧客のパソコンに必要とされる OS 等の要件に変更があった場合でも、その旨を通知するなど、顧客が容易に知りえる状況とすることで、改めて承諾等を得る必要はないと考えられる。

3 法令に基づく事前承諾等を顧客から得る際に、電磁的方法による交付が不可能な場合を想定して、あらかじめ、「場合によっては紙媒体で交付することがあ

る」旨を承諾事項に含めることは可能か。

(答) 法令上は問題ないと考える。

○ 金融商品取引業者等に関する内閣府令（以下、「金商業等府令」という。）第 56 条第 1 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、「企業内容開示府令」という。）第 23 条の 2 第 2 項等関係

4 「顧客ファイル」とは何か。

(答) 「顧客ファイル」とは、「専ら当該顧客の用に供せられるファイル」をいい、具体的には次のとおりである。

① 顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイル

顧客が使用するパソコン等のファイル及び顧客が契約しているデータセンター等に備えられた当該顧客のファイル（クラウドコンピューティングを含む。以下同じ。）

② 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイル

金融商品取引業者等が使用するコンピューターに備えられた当該顧客のファイル及び金融商品取引業者等が契約しているデータセンター等に備えられた当該顧客のファイル（両方とも、通常、金融商品取引業者等のホームページを通じて、口座番号・パスワード等による認証後アクセスできる。）

なお、単に「顧客ファイル」という場合は、①と②を併せたものをいう。

また、目論見書の交付に関しては、「顧客ファイル」を「目論見書被提供者ファイル」に「顧客」を「目論見書被提供者」にそれぞれ読み替えて差し支えない。（以下、同じ。）

5 金商業等府令第 56 条第 1 項又は企業内容開示府令第 23 条の 2 第 2 項等に規定する「電磁的方法」とは、具体的にはどのような方法か。

(答) 金商業等府令第 56 条第 1 項又は企業内容開示府令第 23 条の 2 第 2 項等に規定する「電磁的方法」を例示すると、概ね次のとおりである。なお、電磁的方法により書面を交付する場合には、法律及び施行令に規定する顧客の承諾等の要件に加え、金商業等府令第 56 条第 2 項又は企業内容開示府令第 23 条の 2 第 3 項等に規定する「書面を作成できること（印刷ができること）」等

の要件を満たさなければならない。

イ：電子メールを利用する方法

金融商品取引業者等が電子メールを利用して、顧客の使用するパソコン又は顧客が契約しているデータセンター等に書面の記載事項を送信し、当該パソコン等に備えられた顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

なお、顧客が契約しているデータセンター等に電子メールを送信する場合には、記載事項が記録される旨の別途の通知が必要である。

ロ：金融商品取引業者等のホームページからダウンロードする方法

金融商品取引業者等のホームページにおいて書面の記載事項を顧客の閲覧に供し、当該顧客の使用するパソコン等又は当該顧客が契約しているデータセンター等に備えられた顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ：金融商品取引業者等のホームページに備えられた顧客ファイルを利用する方法

金融商品取引業者等のホームページ（パスワード・口座番号等による認証が必要とされる特定のページ）に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法

又は、金融商品取引業者等の契約しているデータセンターで運営される金融商品取引業者等のホームページ（パスワード・口座番号等による認証が必要とされる特定のページ）等に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法

なお、記載事項が記録される旨の別途の通知及び5年間の記載事項の維持が必要である。

ニ：金融商品取引業者等のホームページで閲覧に供する方法

金融商品取引業者等のホームページ（通常、パスワード・口座番号等による認証を要しない一般のページ）からハイパーリンク等により接続される閲覧ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法

なお、記載事項が記録される旨の別途の通知、記載事項の閲覧に必要な情報（当該書面のホームページアドレス等）の顧客ファイルへの記録並びに5年間の記載事項及び接続可能な状態の維持が必要である。

また、これらの規定においては、フロッピーディスク又はCD-ROM、その他これらに準ずる方法により記録できる物（DVDやUSB等が該当する）に書面の記載事項を記録し、当該記録媒体を交付する方法等も規定している。

6 前記「5」のイに規定する方法において、法令で規定される電磁的方法による交付の要件を満たすためには、どのような方法であれば良いか。

(答) 現在の通信事情等を勘案すれば、あらかじめ顧客から提供された電子メールアドレスに対して電子メールを送信した場合、システムエラーにより当該電子メールが返信されるような場合を除き、当該電子メールは顧客が使用しているパソコン等（顧客ファイル）に受信（記録）されたと考えられる。また、下記の電子交付に係る通知を行うことにより、顧客側の何らかの事情により電子メールが受信できない状況、もしくはできなかった場合には、顧客よりその旨の申出があると考えられる。

したがって、例えば、電子メールにて目論見書を交付する場合、送信前又は送信後に顧客に電子メールで目論見書を送付する旨（送付した旨）を、電話によりあるいは訪問や来店の際に口頭により、有価証券を取得させ又は売付けるまでに、顧客本人に通知すれば、顧客より「受信されなかった」旨の申出が無い限り、法令で規定される電磁的方法による交付の要件を満たすものと考えられる。

なお、電子交付を行うにあたっては、その方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法により承諾（目論見書にあつては、電磁的方法又は電話その他の方法により同意）を得ている必要がある。

7 前記「5」のロに規定する方法において、「書類をダウンロードした」等、顧客から「文書を顧客ファイルに記録した」旨の確認を行った場合には、金融商品取引業者等は、法令で定める交付義務を果たしたと解して良いか。

(答) 「書類をダウンロードした」等、顧客から「文書を顧客ファイルに記録した」旨の確認を行った場合には、金融商品取引業者等は交付を行ったものと考えられる。

8 金融商品取引法（以下、「金商法」という。）、投資信託及び投資法人に関する法律等において規定されているすべての交付書類について、前記「5」の方法により交付することが可能か。

(答) 前記「5」の方法による交付が認められている主な書類は、次のとおりである。

- ① 目論見書（金商法第27条の30の9第1項）
- ② 適格機関投資家向け勧誘の告知書（金商法第27条の30の9第2項）

- ③ 少人数向け勧誘の告知書（金商法第 27 条の 30 の 9 第 2 項）
- ④ 契約締結前交付書面（金商法第 37 条の 3 第 2 項）
- ⑤ 契約締結時交付書面（金商法第 37 条の 4 第 2 項）
- ⑥ 一般投資家への移行の承諾書（金商法第 34 条の 2 第 4 項）
- ⑦ 一般投資家への復帰の承諾書（金商法第 34 条の 3 第 12 項）
- ⑧ 特定投資家への移行の承諾書（金商法第 34 条の 4 第 6 項）
- ⑨ 特定投資家への移行に係る交付書面（金商法第 34 条の 4 第 3 項）
- ⑩ 保証金の受領に係る書面の交付（金商法第 37 条の 5 第 2 項）
- ⑪ 最良執行方針等の交付（金商法第 40 条の 2 第 6 項）
- ⑫ 特定投資家向け有価証券に関する告知書（金商法第 40 条の 5 第 3 項）
- ⑬ 投信法上の約款に係る書面（投資信託及び投資法人に関する法律第 5 条、第 13 条）
- ⑭ 交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条等）
※運用報告書（全体版）については、その他 Q34 を参照のこと

9 電磁的方法により書面を交付する場合、顧客が実際に記載事項を閲覧したことを確認する必要があるのか。

(答) 法令上の確認義務は課されていない。ただし、顧客に対する説明義務及び自己責任原則等の観点から、顧客に対し「書面の内容を読んで理解した」旨の確認を行うことが望ましいと考える。

10 金融商品取引業者等のホームページにおいて、複数の顧客が閲覧することができるファイルを作成し、当該ファイルに書面の記載事項を記録し、閲覧に供する方法は、前記「5」のニの方法に該当するか。

(答) ニの方法に該当する。

11 金融商品取引業者等の顧客ファイルで契約締結時交付書面等を閲覧させる場合には、直接、顧客ファイルに契約締結時交付書面等を記録するのではなく、当該顧客の契約締結時交付書面等を記載したファイルの所在地を記録し、ハイパーリンクを利用し閲覧させる方法が一般的であると思うが、契約締結時交付書面等の特定顧客向けの文書についてホームページのハイパーリンクを利用す

ることは、前記「5」のハの方法に該当するのか。

(答) 本来、ハイパーリンクの方法であれば、ニの方法に該当する。しかし、当該契約締結時交付書面等が当該顧客にしかアクセスできない状態であれば、顧客ファイルに記録されていると同視できるので、ハの方法に該当するといえる。

12 前記「5」のニの方法により投資信託の目論見書の交付を行う場合、閲覧ファイルとして投資信託委託会社のホームページを利用することは可能か。

(答) 可能であるが、この場合も、当然に、法律、施行令及び内閣府令に規定する要件は投資信託を販売する金融商品取引業者等に課されることに留意しなければならない。

13 「顧客等の使用に係る電子計算機」には、パソコンのほか、携帯電話、スマートフォン又はタブレット等の端末も含まれるのか。

(答) 法令上携帯電話等の利用が排除されているわけではなく、携帯電話の機能として、「備えられたファイルに記録され」、かつ、当該「記録を出力することにより書面の作成」をすることが可能であれば、「顧客の使用に係る電子計算機」に含まれることとなる。スマートフォンやタブレットでこうした機能を有している端末であれば「顧客の使用に係る電子計算機」に含まれることになると考えられるが、一方で、上記のような機能のない携帯電話（いわゆるフィーチャーフォン）では、こうした条件をクリアーすることは難しいのではないかと考えられる。

そこで、顧客から、届出のあった電子メールアドレスが、携帯電話のメールアドレスである場合には、「PDF ファイルが読めること」及び「書面の作成が可能なこと」が必要であることについて顧客に明確に示したうえで、承諾等を得ることが考えられる。

この場合、例えば、前記「5」のニの方法において、金融商品取引業者等のホームページに掲載されている目論見書がパソコン等の書面への出力可能な電子計算機において閲覧できるような場合、閲覧ファイルに記録した旨の通知を顧客が指定する携帯電話のメールアドレス宛に送付することは問題ないと考えられる。

(注) 携帯電話のメールアドレスとは、フィーチャーフォンとスマートフォンと区別ができないアドレスをいい、「〇〇@i.softbank.jp」など、スマートフォンに限定されたアドレスは含まれない。

○ 金商業等府令 第 56 条第 2 項第 1 号、企業内容開示府令 第 23 条の 2 第 3 項第 1 号
等関係

14 金商業等府令第 56 条第 2 項第 1 号又は企業内容開示府令第 23 条の 2 第 3 項第 1 号等の規定は、プリンター等を保有していることに係る顧客への確認義務を伴うものか。

(答) 確認義務を伴うものではない。また、顧客がスマートフォンやタブレットを利用している場合に、印刷に係るアプリケーションソフトをインストールしていることについての確認も必要ないと考えられる。

○ 金商業等府令 第 56 条第 2 項第 2 号、企業内容開示府令 第 23 条の 2 第 3 項第 2 号
等関係

15 通知の方法としては、どのような方法が考えられるか。

(答) 電磁的な方法のほか、書面、口頭、電話等による方法が考えられる。

なお、「5」のニの方法により交付する場合は、閲覧ファイルを開覧するために必要な情報 (URL) が顧客ファイルに記録されることが必要であるため、別途顧客に閲覧ファイルが記録されている URL を電子メールにより通知し、当該電子メールが顧客の使用する電子計算機に記録される必要がある。なお、URL を電子メールで送付する場合は、電磁的方法による交付の通知と閲覧ファイルを開覧するために必要な情報の通知を満たすものと考えられる。

16 契約締結時交付書面について通知する場合、注文の受注時 (約定前) に、口頭又は電話で「約定後遅滞なく顧客ファイルに記録する。」旨を伝えることでよいか。

(答) 問題ないと考えられる。

17 取引残高報告書や投資信託の交付運用報告書のように定期的に交付する書類の通知の方法としては、どのような方法が考えられるか。

(答) 交付の都度に、書面、口頭、電話、電子メール等により記録する(した)旨を通知する方法が原則である。ただし、「書類がいつ記録されることを顧客に認識させる」という通知の目的から考えると、例えば以下のような方法により、顧客が交付の時期をいつでも確認できるような措置がとられている場合には、当初の契約時(購入時)に書類が記録される時期を通知する方法による対応が可能な場合も考えられる。

- ・顧客ファイル(金融商品取引業者等のホームページに設けられた顧客ファイルをいう。以下、本答において同じ。)の画面上にいつ記録されるか案内する。
- ・顧客が顧客ファイルにアクセスしたときに、いつでも記録時期が確認できるようにする。
- ・実際に、取引残高報告書(投資信託の交付運用報告書)が記録されたとき又はその数日前に、顧客ファイルに「取引残高報告書(投資信託の交付運用報告書)が記録された(される)旨」を記録する。

18 インターネット取引における投資信託の販売において、顧客が目論見書を閲覧した後でないと購入・申込みできないシステムとなっている場合は、「顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認」したと解して良いか。

(答) そのとおり解して差し支えないものと考えられる。ただし、顧客に対する説明義務及び自己責任原則等の観点から、顧客に対し「目論見書の内容を讀んで理解した」旨の確認も行うことが望ましいと考える。

○ 金商業等府令 第56条第2項第4号、企業内容開示府令 第23条の2第3項第3号、投信法施行規則第25条の2第4号等関係

19 「閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報」とは、当該ファイルが閲覧できるホームページのアドレスのことを指すのか。

(答) 顧客が容易に閲覧ファイルにアクセスできることが必要であるため、ホームページのアドレスそのものだけでなく、「〇〇投資信託の目論見書はこちらへ」というような文字等をクリックすると当該閲覧ファイルが閲覧可能となる場合は、そのような文字等も含まれる。なお、運用報告書(全体版)について、書面での通知の場合は、ホームページのアドレス(URL)を通知した上で、「ホームページの商品情報>投資信託情報のページをご覧ください、該当する銘柄名を選択し、運用報告書(全体版)をご覧ください。」というような記載を行うことが考えられる。

○ 金商業等府令 第 56 条第 2 項第 3 号、企業内容開示府令 第 23 条の 2 第 3 項第 4 号
等関係

20 「消去し又は改変することができないものであること」とは、一定の技術的水準を要求するものなのか。

(答) 一定の技術的水準を要求するという趣旨ではなく、そのようなことが起こらないように金融商品取引業者等の内部管理体制を整備すること及びシステム上の措置を講じ、当該措置が有効に機能すること等を求めるものである。

21 「消去の指図」の方法としては、どのような方法が考えられるか。

(答) 電磁的な方法のほか、書面、口頭、電話等による方法が考えられる。

22 「電磁的方法によって交付されている書面のうち、1 年以上経過しているものは消去しても構わない」というような包括的な消去の指図を受けることは可能か。

(答) 消去の指図については、個々の書類毎に指図を受ける必要があると考える。ただし、上記のように顧客から消去する書面の範囲が具体的に指図されたものによっては、包括的な消去の指図を受けることが可能な場合もありうる。

23 前記「5」の二に規定する方法の場合、電磁的方法による交付を行ったすべての顧客に書面により交付する又は消去の指図を受けるといった措置が行われない限り、記載事項を消去することができないのか。

(答) そのとおりである。

24 前記「5」の二に規定する方法において、閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を金融商品取引業者等のホームページに設けられた顧客ファイルに記録する場合、当該情報を顧客の指図なく消去することは可能か。

(答) 金融商品取引業者等のホームページに設けられた顧客ファイルに当該情報を記録する場合、顧客は当該情報に基づき閲覧ファイルにアクセスすると考えられるため、顧客から指図のない限り、金融商品取引業者等のホームペー

ジに設けられた顧客ファイルに5年間記録されることが必要であると考える。

25 「最近交付した書類」と「交付後一定期間経過した書類」について、ファイル上の保存方法・表示方法を分けることは可能か。

(答) 顧客が当該書類をすぐに見せる状態であれば問題ないと考える。

26 目論見書については、(苦情がない場合) 交付を行った日以後5年間、消去し又は改変することができないものであることが求められるのか。

(答) 原則として、そのとおりである。ただし、顧客から目論見書の請求があった場合に、電子メール又はCD-ROM等の記録媒体、若しくは書面により記録事項を直ちに交付する場合は、消去することができる。なお、投資信託の目論見書については、投資信託約款の内容等を記載した書面を兼ねているため、当該信託契約期間の終了日又は顧客が当該投資信託を解約した日以後5年間記録される必要がある。ただし、この場合、記録を維持することが求められる内容は投資信託約款に記載された内容であるので、交付した目論見書の記録が5年間維持された後は、信託期間の終了後5年間を経過するまでの間目論見書に代えて約款を記録することが可能である。

27 契約締結時交付書面及び取引残高報告書等の書類は、(苦情がない場合) 当該書類に掲げられた取引を最後に行った日以後5年間、消去し又は改変することができないものであることが求められるのか。

(答) 原則として、そのとおりである。ただし、記録事項を書面にて交付する場合、顧客の承諾を得て、電子メール又はCD-ROM等の記録媒体により交付する場合、又は顧客による当該記録事項の消去の指図がある場合は消去することができる。

○ 金商業等府令 第56条第2項第4号、企業内容開示府令 第23条の2第3項第5号等関係

28 「府令の規定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること」とは、具体的にどのような状態のことを指すのか。

(答) 顧客が当該閲覧ファイルに接続しようとするれば、いつでも接続できる状態であることを指す。

なお、顧客が接続しようとした際に、「The requested URL could not be retrieved」や「ページが見つかりません」のようなエラー・メッセージがでる場合には、接続可能な状態が維持されているとは言えない。

29 記載事項を記録した閲覧ファイルのあるホームページのアドレスが変更となった場合、新アドレスを顧客に通知する又は顧客側の負担なく（例えば新アドレスを入力することなく）新アドレス先に再リンクされる等の措置が講じられていれば、府令の規定に照らして問題ないと考えてよいか。

(答) そのとおりである。

○ 金商業等府令 第 57 条、企業内容開示府令 第 23 条の 2 第 5 項等関係

30 府令の規定により顧客に示すべきとされている電磁的方法の種類及び内容とは、具体的にはどのようなことか。

(答) 電磁的方法の種類（電子メールの利用、ホームページの利用、フロッピーディスク・CD-ROM 等の利用等）のうち金融商品取引業者等が利用するもの、及びファイルへの記録の方式、すなわち、添付ファイルを使用する場合の使用ソフトウェアの形式、バージョン（例えば、「Acrobat Reader 9.0 以上」等）を規定している。

○ その他

31 契約締結前交付書面について、既に紙媒体で交付しており、その後、当該契約締結前交付書面の訂正があった場合、顧客の承諾を前提に、訂正部分のみを電磁的方法により交付することは可能か。

(答) 可能である。

また、顧客に目論見書又は仮目論見書を紙媒体で交付している場合に、「目論見書の訂正事項分」のみを電磁的に交付することも可能である。

32 電磁的方法による交付の場合、画面上の制約から必要とされるレイアウトの

変更、印影の省略及びページ繰りの変更等、記載事項の内容を変えない範囲での変更・省略を行うことは可能か。

(答) 可能である。

電磁的方法による交付にあつては、書面に記載すべき事項と実質的に同等の内容が顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録されていれば問題ないと考えられる。

33 金商法第 27 条の 32 の 2 に規定される外国証券情報は、証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令（以下、「証券情報等府令」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、提供又は公表することとされているが、当該提供又は公表については、金商業等府令第 56 条等に規定される電磁的方法による交付の要件を満たす必要はないという理解でよいか。

(答) 証券情報等府令第 17 条の第 1 項の規定は、外国証券情報の提供方法を示したものであり、金商業等府令第 56 条等に規定する電磁的方法による交付とは別の規定であることから、当該電磁的方法による交付の要件は求められていないと考えられる。ただし、証券情報等府令第 17 条の第 1 項第 2 号から第 4 号に規定する方法により提供を行う場合は、当該方法で提供を受けることに対する同意を得る必要がある。なお、同意の取得方法については、口頭、書面又は電磁的方法などが考えられる。

34 投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に規定する運用報告書（「運用報告書（全体版）」という。）を電磁的方法により交付することはできるか。

(答) 運用報告書（全体版）を電磁的方法により交付する場合は、以下の要件を満たす必要がある。

- ① 投資信託約款において、運用報告書（全体版）に記載すべき事項を電磁的方法により提供する旨を定めていること。
- ② 電磁的方法は、Q 5 のイ～ニ及び CD-ROM 等の電磁媒体の交付に相当する方法であること。ただし、Q 5 において「金融商品取引業者等」とあるのは、「提供者等（投資信託委託会社又は投資信託委託会社との契約により運用報告書（全体版）の提供を行う者をいう。）」と読み替える。
- ③ Q 5 のそれぞれの方法により電磁的方法による交付を行う場合に必要

となる要件をすべて満たしていること。ただし、ニの方法を利用する場合に必要となる「顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。」は、「提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報が書面により通知され、又は顧客ファイルに記録されるものであること。」に読み替える。

35 投資信託に関するトータルリターン通知を「インターネットその他の電気通信回線を用いる送信」の方法で行う場合は、Q 5 及びその関連Qで示されている要件を満たさなければならないか。

(答) トータルリターン通知における「インターネットその他の電気通信回線を用いる送信」を行う場合は、当該方法によりトータルリターンを通知することについて、顧客から事前の同意（口頭、電話、書面、電磁的方法のいずれでも可。）を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法によりトータルリターンを通知することについて事前に通知を行うこともできる。

以 上